

# Answer 6

## D023 微生物核酸同定・定量検査

- 2 淋菌核酸検出、クラミジア・トラコマチス核酸検出  
1.204点
- 4 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出  
1.286点

## (1) クラミジア・トラコマチス核酸検出

ア **「2」**のクラミジア・トラコマチス**核酸検出**と区分番号「D012」感染症免疫学的検査の**「26」**クラミジア・トラコマチス**抗原定性**を併用した場合は、主なもののみ算定する。

イ 泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体 により実施した場合に限り算定できる。

## (2) 淋菌核酸検出

ア **「2」**の淋菌**核酸検出**、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の**「32」**淋菌**抗原定性**又は区分番号「D018」**細菌培養同定検査(淋菌感染を疑って実施するもの)**を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。

イ 淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、**男子尿を含み、女子尿を含まない**。なお、SDA法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又はTMA法 による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法においては**咽頭からの検体**も算定できる。

#### (4) 淋菌及びクラミジア・トラコマチス **同時核酸検出**

ア **「4」**の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して**治療法選択のために実施した場合及び**クラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して**治療効果判定に実施した場合に**算定できる。

ただし、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「[32](#)」淋菌抗原定性、同区分「26」のクラミジア・トラコマチス抗原定性、区分番号「D018」**細菌培養同定検査**（淋菌及びクラミジアによる感染を疑って実施するもの）、本区分「[2](#)」の淋菌核酸検出又はクラミジア・トラコマチス核酸検出を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。